

建築工事及び設備工事における数量開示について

平成29年5月1日

尼崎市資産統括局技術監理部 建築課長

設備担当課長

尼崎市が発注する建築工事及び設備工事は、数量を開示することが適正な工事請負価格の算出に資するとともに、円滑な工事発注の一助になるとの判断から、競争入札に付するすべての工事について数量を開示します。

競争入札参加業者各位におかれましては、数量開示の趣旨を御理解いただき、より一層精度の高い積算を行っていただき、適切な入札価格を算出されるようお願いいたします。

1 対象工事

平成29年6月1日以降に公告する競争入札に付するすべての建築工事及び設備工事とする。

2 開示数量の範囲

工事費内訳書のうち、共通費を除く全数量を開示する。

ただし、工事費内訳書において数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書、共通仮設費及び現場管理費明細書を除く。

3 開示数量の取扱い

発注者の積算の透明性、客観性、妥当性を確保し、入札参加者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に、数量を開示するものであり、尼崎市工事請負契約約款第1条に定める設計図書（図面、仕様書等）ではなく、契約上の拘束を受けない参考数量として取扱う。

4 数量書等に対する質問等

開示した数量に対する質問の受付及び質問に対する回答の方法は、建築工事入札前質問回答要領による。ただし、図面及び仕様書等に対する質問及び回答とは区別して行う。

数量等の差異に対する疑義は、原則として質問の対象としない。また、契約締結後においても同じ取扱いとする。